

ふり～む

2007・12月
Vol.11



目次

[特集] 平成20年1月11日配偶者暴力防止法が変わります！	2・3
女性のエンパワーメント講座を開催しました	4・5
[テーマ] コミュニケーションスキルを学ぶ—梯隊と心に届く話し方—	
講師/HEART STRINGS代表・ライフクリエイトコーチ 山口 文子さん	
女性センターおすすめ 本&ビデオ	4・5
[報告] 「男女共同参画ヤングリーダー会議」に参加して	6
宇多 春美さん(芦小牧男女平等参画性別意識会事務局次長)	
[データ] 女性の年齢階級別労働力率の推移	7
男女平等参画講座	7
[テーマ] 中高年の年金	
講師/社会保険労務士 山崎 真紀子さん	
女性センター情報コーナー	8

平成20年1月11日 配偶者暴力防止法が 変わります！

主な改正点

- 保護命令制度の拡充
- 市町村基本計画の策定
- 市町村による配偶者暴力支援センターの設置

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法いわゆるDV防止法)の改正が平成19年7月11日公布され、平成20年1月11日から施行されます。この法律は、平成13年10月13日に施行され、平成16年12月2日に一部改正されており、今回が2回目の改正となります。

配偶者からの暴力とは

配偶者からの身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含みます。

「配偶者」には、婚姻の届出を出していない事実上婚姻関係にある者を含み、「離婚」には、事実上婚姻関係にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。

市町村基本計画の策定

現行法では、都道府県のみに義務付けられていた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策のための実施に関する基本的な計画の策定が市町村の努力義務になります。

市町村による配偶者暴力支援センターの設置

現行法では、市町村は、その設置する適切な施設において配偶者暴力支援センターの機能を果たすことができることとなっていますが、改正法では被害者の保護をさらに進めるためにセンターの設置について「できる」から「するように努める」という努力義務に改めています。

配偶者からの暴力は重大な人権侵害です

配偶者からの暴力(DV)は、社会問題として注目されるようになり、許されない行為であり重大な人権侵害という認識が着実に広まっています。しかし、現実に被害者からの相談は多く(右表)、被害者の一時保護もなくなっています。

また、誰にも相談できずにいる被害者がまだ多く存在し、被害が潜在化していることも考えられます。

平成19年4月1日施行した苦小牧市男女平等参画推進条例では、男女平等参画を推進するため6つの基本理念を定め、そのひとつに「男女の人権の尊重」を挙げ、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱い又は性別に起因する暴力的行為を受けないことなど定めています。また、ドメ

スティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、その他性別に起因する暴力的行為の禁止についても定めています。これらが市民ひとりひとりに浸透するように、さらに社会的認識を高めていかなければなりません。

苦小牧市における配偶者からの暴力の相談状況 (件)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市への相談	42	40	34
民間シェルターへの相談	50	63	56
合計	92	103	90

保護命令制度の拡充

生命等に対する
脅迫を受けた
被害者に係る
保護命令

配偶者からその生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受けた身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときについても、裁判所は、保護命令を発することとします。

脅迫の具体例…「殺してやる」「腕をへし折ってやるぞ」「ぶん殴ってやる」などの言動

電話等を禁止する
保護命令

裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者に対する次に掲げるいずれの行為も禁止することとします。

- ①面会の要求
- ②行動の監視に関する事項を告げることなど
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話、連絡しての電話、ファクシミリ・電子メール(緊急や心を得ない場合を除く。)
- ⑤夜間(午後10時～午前5時)の電話・ファクシミリ・電子メール(緊急や心を得ない場合を除く。)
- ⑥活物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を醸させる物の送付等
- ⑦名誉を害する事項を告げること等
- ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

被害者の親族等も
接近禁止命令の
対象となります

配偶者が被害者の親族等の住居に押しかけて著しく粗野・乱暴な言動を行うことによって被害者が配偶者との面会を余儀なくされることを防止するため、被害者の親族等の身辺につきまとったり、住居や勤務先などをはいかいしてはならないことを命ずることができるようになります。

保護命令 (下線部が改正箇所)

被害者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた者又は生命等に対する脅迫を受けた者)からの申立てを受けて、裁判所が更なる配偶者からの暴力により、被害者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると判断した場合に保護命令が出されます。

保護命令は「接近禁止命令」と「退去命令」の2種類

→	接近禁止命令	加害者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令
	期間は6ヶ月	・被害者と同居する未成年の子どもも対象 ・被害者の申出により被害者の親族等も対象
→	退去命令	加害者に、被害者と住む住居から退去すること及び退去した住居付近のはいかいを禁止する命令
	期間は2ヶ月	

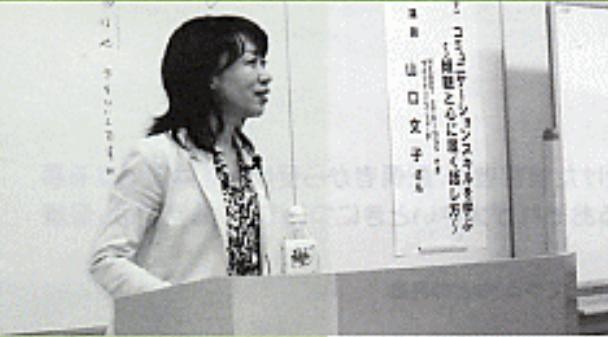
保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられます。

相談してください

ひとりで悩まずに相談してください。車内に人が被害にあっていたら相談先をおしえてください。

相談機関

相談機関	電話番号	相談時間
苫小牧市保健福祉部児童家庭課	0144-32-6369 0144-32-7400	平日8:45～17:15(年末年始休日を除く) ※夜間・休日の緊急連絡先は市役所代表 0144-32-5111
ウイメンズ・サポート“結” (民間シェルター)	070-5600-8416	平日11:00～16:00(年末年始休日を除く) 金曜日のみ11:00～16:00、18:00～20:00
北海道立女性相談援助センター (配偶者暴力相談支援センター)	011-666-9955	平日9:00～17:00(年末年始休日を除く)
胆振支庁地域振興部環境生活課 (配偶者暴力相談支援センター)	0143-22-5286	平日9:00～17:00(年末年始休日を除く)
苫小牧警察署	0144-35-0110	



女性のエンパワーメント講座を開催しま

【テーマ】コミュニケーションス ～傾聴と心に

講師/HEART STRINGS代表・ライフクリエイトコーチ

一步進んだ「聞く」技術～好印象を与える聞き方～

「聞く」ということ

「聞く」は、ただ単に言葉が耳を通って、脳に入ってくる状態です。

「聞く」には、「許す」「受け取る」「待つ」といった意味が含まれています。人は、自分の話を聞いてくれる人、気持ちを聞いてくれる人、言葉を聞いてくれる人を好きになるといわれています。話す方は、自分の好きな間(ま)で、好きな形で、声のトーンを高くしたり低くしたり、早口になったり、ゆっくりになったりします。聞く側はそのペースに合わせるわけですから大愛情熱的な行為、そしてとても大切な行為ということになります。

プロテクトをはずす。そしてペーシング

「プロテクト」とは警戒心という意味です。コミュニケーションをとりたいときに、この「プロテクト」は邪魔をします。その中で最も効果的なのが「ペーシング」です。ペーシングには波長を合わせるという意味があります。

人の心は、常に変化していきます。心のマイナスのスイッチは簡単にあります。プラスのスイッチはなかなか入れられません。人

にはその時々でエネルギーの高さがあり、その高さもそれぞれに違います。声のトーンを合わせる、表情に合わせる、これがペーシングです。ペーシングをするとプロテクトがゆるみます。心の振り幅を相手に合わせる。人は相手の心にふれたときに一気にプロテクトがゆるみます。雪が融けていくように…。

閉じた質問、開いた質問

質問には、次の2種類があります。

- ①こちら側が知りたいことを聞く質問
- ②相手が話したいことを引き出す質問

コミュニケーションをとる上で効果的なのは②です。

さらに、Yes-Noで簡単に答えられる、即答できる「閉じた質問」と、Yes-Noでは答えられない、即答できない、文章立てて答える「開いた質問」があります。どちらも有効ですが、相手にたくさん話しをしてもらいたいとき、会話が途切れたときには「開いた質問」が有効です。聞き上手の方は開いた質問を多くします。ただし、開いた質問ばかりしていると相手は疲れできます。何度も1回は閉じた質問を混ぜた方がよいようです。

好感をもたれる話し方～自分の言葉を感じ取る～

「何を話したか」より「どう話したか」

・言語(言葉の内容).....	7%
・視覚(表情、身だしなみ、ジェスチャーなど).....	55%
・聴覚(声のトーン、アクセントなど).....	38%

このパーセンテージは、人は相手のどこを重要視しているかのアメリカでの実験結果です。

「何を話したか」よりも「どう話したか」が重要になってくるわけです。どんなに論理立てて話しても、視覚や聴覚がよくなれば思い通りに通じないということです。話し下手な人も言語を視覚や聴覚でカバーできます。

話すことだけがコミュニケーションではない、五感をすべて使って相手のことを感じ取ることがコミュニケーションです。

話し言葉に温かな「余韻」を残す

◆マーキング

相手に自分の意を伝えるために、本にラインを引くように話し言葉にもラインを引いてみましょう。

- ①ゆっくり
- ②声のトーンを低く
- ③意識を下にしておなかから声を出す、がポイントです。

◆勝負トーンを持ちましょう

自分が一番話しやすい声のトーンをみつけましょう。ここぞという時の声のトーン「勝負トーン」を決めておくとスムーズに言葉が出やすくなります。

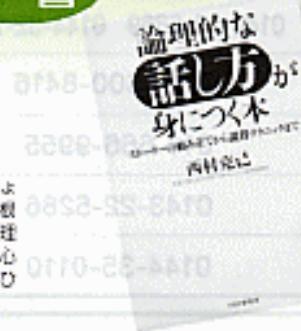


働く女性の メンタルヘルスが とことんわかる本

鈴木 安名著/あけび書房

働く女性はストレスいっぱい。でもだいじょうぶ! この本を読めば目からウロコです。根本的に病気を防ぐには「仕事を上手に管理し、心の健康を保つこと」この本を読んで心も健康で良い仕事をするためのコツをぜひ身につけていきましょう。

図書



女性センターおすすめ

論理的な話し方が 身につく本

ストーリーの組み立てから説得テクニックまで
西村 克己著/PHP研究所

できる人は話し方の要領を心得ている。本末、話が苦手な人はいません。苦手意識を持っているだけです。苦手意識さえ克服できれば、あとは簡単。本書でいくつかのポイントをマスターすれば、あなたも「話し上手」の仲間入りです。

した キルを学ぶ 届く話し方～ 山口文子さん

平成19年11月5日、12日、19日の3回にわたり、仕事や地域活動などさまざまな場面で女性が活躍するために、コミュニケーションを上手にとる方法を学びました。定員を超える大勢の方からの応募があり、コミュニケーションに対する皆さんの関心の深さを感じました。

講座は山口先生の優しくソフトな語り口の中、2人1組いろいろなワークをしながら楽しい雰囲気の中で行なわれました。その一部をご紹介します。

相づち・うなずきの極意、オウム返し

☆体験ワーク☆

相づち・うなずきをしないで、目を合わせずにお互い話をしました。いかがでしたか？

- ・とてもつらかったです。
- ・もう話したくなくなりました。
- ・さびしかったです。

相づち・うなずきは「あなたの話をちゃんと聴いていますよ」という合図です。

◆オウム返しとは、相手の言ったことを繰り返す方法、リピート法とも言います。オウム返しをしながら聞くと、「この人は私の話をちゃんと聴いてくれているんだ」「大切に思ってくれているんだ」ということを実感することができ、特に子供さんに効果的な方法です。復唱することで、次々に言葉が出てきます。

沈黙の活用

相手が黙るとき…人は沈黙が怖い…我慢できずにこちらが結論を言ってしまうことがあります。しかし、人は沈黙の後に、非常に大切な言葉を発すると言われています。沈黙の後に出てきた言葉は拾ってあげなくてはいけません。「すぐに答えなくていいよ」「待っているからね」「ゆっくり考えて」このような言葉は、沈黙が生きてきます。

キャッチボールとドッヂボール

よい会話は、キャッチボールです。相手の取りやすいボールを投げる。受け止めたことを確認して、相手の取りやすいボールを投げ返す。これを何回も何回も繰り返します。「あなたの気持ち受け止めたよ～」「あなたは、そう思っていたんだ。私の気持ちはこうだよ～」心のドアをたたくというイメージです。言葉に責任が生まれます。

反対によくないのは、ドッヂボールです。相手にボールをぶつけて終わりです。相手の様子を確認もせずにぶつけて終わり、言って終わりです。

「なぜ」じゃなく「どうすれば」

☆体験ワーク☆

2人1組になってお互い質問してみました。

- ①今やろうと思ってやれていないことがありますか？
- ②なぜできないんですか？
- ③どうすればできますか？



②と③を比べると、質問の仕方としてよいのは③です。②のように「なぜ…なぜ…」と聞いていくと最後にはネガティブな理由が返ってきててしまいます。できないことを前提に尋ねていますし、過去に向かっての質問です。③は未来に向かってのできることを前提とした質問です。「なぜ」を「どうすれば」に変えただけで、がんやる気が出てきたり、勇気がわいてきます。考え方前向きに柔軟になります。

大切な「言葉」を大切な時に

ここぞというときの「勝負言葉」を持ちましょう。

大切な人のために自分の思いを伝えたい。しかし、なかなか自然に言葉は出できません。どうやって仕入れるかというと、本や雑誌、映画などでいいなと思ったセリフを抜き出してメモにとります。心の引き出しが増えて、不思議なことに、その言葉はいつか自分の言葉として自然に出てきます。それはもう、映画の主人公のセリフではなくまさしく自分の言葉です。

本&ビデオ



夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な女性たち～

企画／内閣府男女共同参画局
(87分DVD)

女性の元気が地域活性化している優良事例を全国に普及するため、地域づくりに取り組む模様をドキュメンタリーとして編集したもの。チャレンジ・スピリット溢れる彼女たちの姿は身近な地域づくりのモデルとして活用していただけるはずです。

ビデオ・DVD



ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と生き生きとした暮らし～

企画／内閣府男女共同参画局
(27分VHS)

ワーク・ライフ・バランス。それは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みです。充実した暮らしとは何か。働くことへのモチベーションを高めていくには、仕事と生活の調和を図るためにワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介します。

報告



内閣府男女共同参画局主催

「男女共同参画

ヤングリーダー会議」に参加して

宇多 春美さん (苫小牧男女平等参画推進協議会事務局次長)

平成19年11月19日～20日(東京)国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、内閣府が主催する男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成と意識の浸透を目的とした、男女共同参画ヤングリーダー会議に参加させていただきました。

会議には、都道府県や政令指定都市などの推薦を受けた、近い将来地域のリーダーとして活躍が期待される20代～40代の男女72名が参加しました。内閣府からは、基本法や男女共同社会の現状と今後の推進について説明を受け、その後班別討議・発表(テーマ)「男女共同参画を進める上での効果的な活動のあり方」について学び合いました。

2日間会議に参加しての一端を報告させていただきます。

政治・経済活動への女性の参画指数の国際比較について

UNDP「人間開発報告書」(国連開発計画)によると、我が国は「長寿」「教育」及び「所得」の充実度を示すHDI(人間開発指数)では、177か国中7位であるが、政治及び経済活動への女性の参画を示すGEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)では75か国中42位と低い。

⇒人間開発の達成度では高いが、女性が政治経済活動に参画する機会が十分ではない。

⇒国の男女共同参画の推進に向けた取り組み：2020年までに指導的地位に女性が占める割合30%になるように各分野の取り組みを推進する。

現在の少子化と男女共同参画について

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)をめざして」

- ・男女の雇用機会が均等であること。
 - ・「男は仕事、女は家事・育児」のような固定的性別役割分担意識の解消
 - ・女性の社会進出を後押しする社会環境整備と意識改革
 - ・育児休業など両立支援(子育てと仕事)制度導入
- ⇒仕事と生活のバランスが取れるように働き方・就労環境を見直すことは、出生率維持あるいは回復につながる。
- ⇒企業においては労働者の就労満足度が上がり、生産性・効率性が上がる。

これから

苫小牧男女平等参画推進協議会に関わっている私にとって、地域の子どもと一緒に事業、子育て中の母親への支援、地域の町おこし、食育活動、ワークショップ開催など参加者の活動のお話を聞き、多くの刺激をいただきました。

これから、推進協として何ができるかを共に考え、行政と共に推進して行きたいと思います。

班討議

72名を9名ずつの班に分け、各選択したテーマについて2日間討議し、ロールプレイで班の発表を行った。

テーマ「男女共同参画を進める上での効果的な活動のあり方」

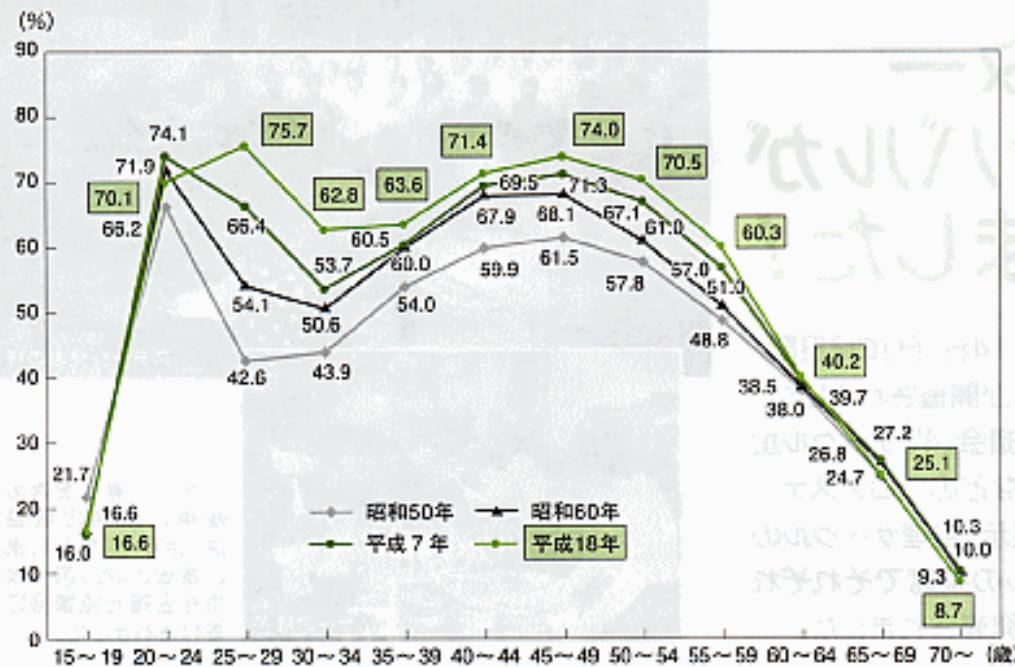
討論結果 行事等を実施するときに、それぞれができる事、したい事、してほしい事等の情報を集めお互いの役割を認め合い、連携・協力する。

身近にできる事から始め、助け合いの精神が男女共同参画につながる。



Data

女性の年齢階級別労働率の推移 (内閣府編集男女共同参画白書平成19年度版から)



(参考) 厚生省「労働力調査」より作成。

M字カーブの変化

女性の年齢階級別労働率について、昭和50年から10年ごとの変化をみると、M字カーブは依然続いていますが変化がみられます。

M字の底の部分が昭和50年では25~29歳と30~34歳でしたが、平成7年、18年では30~34歳と35~39歳になっており、底の位置がだんだん高く(労働率の上昇)M字のカーブが浅くなっています。このM字の変化は女性の晩婚・晚産化による子育て年齢によるものといえます。

男女平等参画講座

平成19年9月26日・27日の2日間にわたり開催しました。

テーマ：「中高年の年金」

講師／社会保険労務士

山崎 真紀子さん

高齢期の豊かで安定した生活は誰もが望んでいます。その経済的な基盤となる年金は、年齢やライフスタイルによって受給が異なります。また、近年、定年を迎えたあと、再雇用で働くケースも増えています。

昨年開催した年金の基礎講座からさらに進んで、今回は、「中高年の年金」をテーマに、年金受給、特に在職老齢年金に重点をおいた内容で開催しました。講師の山崎さんは、在職老齢年金と雇用保険とのかかわりなど詳しく事例をあげて説明し、また、遺族年金の併給調整など今年度の年金制度改正についても話され、受講者は興味深く耳を傾けていました。



参加者の声

- 難しかったですが、勉強になりました。まだ年金を受給する年齢ではないですが、将来について少し安心しました。
- 来年、定年を迎えるので受給する年金の違いなど具体的な説明があり、大変勉強になりました。
- 自分に理解できるか不安でしたが、とてもわかりやすく講義していただき良かったです。機会があれば、また参加したいと思います。

女性センター情報コーナー

第14回 女性センター フェスティバルが 開催されました！

平成19年10月13日(土)・14日(日)の2日間、女性センターフェスティバルが開催されました。

女性センターサークル協議会(47サークル加盟)により、踊りやコーラスなどのフロアステージ発表、絵画・手芸などの展示、料理サークルの喫茶コーナー、茶道サークルの茶席でそれぞれのサークルの日頃の成果が発表されました。



ステージ発表の様子



バザーの様子

バザーと募金を含め
喫茶と茶席の収益は、苫小牧市ふれあい基金と(社)苫小牧市社会福祉協議会に寄付されました。

女性センター講座のご案内

「春の和菓子講座A・B」を開催します

- 日時 平成20年2月13日(水)
Aコース／9:30～12:00
Bコース／18:00～20:30
- 定員 各30人
- 料金 1,075円

詳しくは、広報とまこまい1月号をごらんください

女性センター利用案内

- 所在地：苫小牧市若草町3丁目3番8号
ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)内
- TEL: 32-3544

開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始
(12/31～1/5)

利用対象 市内に在住・勤務する15歳以上の女性、
学習グループなど

利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付
(ただし通知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

受付時間 月～金曜日の8:45～17:15
(祝日・年末年始を除く)

使用料の区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	1日 9時～21時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
講習室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
＊2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
講習室B、美術工芸室、交流学習室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、音楽室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

上記のほか、設備・備品使用料及び各相間運行料がかかります。
入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。



図書資料室は
どなたでも
自由にご利用ください

（月～金曜日）
9:00～17:00
(祝日・年末年始除く)

■発行日：平成19年12月 ■発行：苫小牧市

【企画・編集】市民部女性政策課

北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号
ふれあい3・3(苫小牧市民活動センター)4階

TEL 0144-32-3544 FAX 0144-37-2223

Eメール josei@city.tomakomai.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>